

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	重要土地等調査規制法 －新法の概要及びその解釈に係る国会答弁－
著者 / 所属	小倉 理沙 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	438 号
刊行日	2021-9-10
頁	16-30
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210910.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210910.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 重要土地等調査規制法

## — 新法の概要及びその解釈に係る国会答弁 —

小倉 理沙

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 現状と法律案提出の背景
  - (1) 重要施設周辺等の土地を取り巻く現況
  - (2) 有識者会議提言と法律案の提出
3. 本法律の概要
  - (1) 定義
  - (2) 基本方針（第4条）
  - (3) 注視区域の指定（第5条）、特別注視区域の指定（第12条）
  - (4) 土地等利用状況調査（第6条から第8条まで）
  - (5) 勧告及び命令（第9条）
  - (6) 事前届出（第13条）
  - (7) 土地等利用状況審議会（第14条から20条まで）
  - (8) 施行期日（附則第1条）
  - (9) 検討規定（附則第2条）

### 1. はじめに

第204回国会（常会）の令和3年6月16日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（閣法第62号）が参議院本会議において可決、成立し、23日に公布された（令和3年法律第84号。以下「本法律」という。）<sup>1</sup>。

本法律は後述のとおり、土地等利用状況調査に応じなかった場合や命令違反、事前届出義務違反の場合について罰則規定を設けており、安全保障の観点から罰則を伴う行為規制

<sup>1</sup> 本法律案の審議経過等に関する情報については、参議院ウェブサイト「議案情報」〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/204/meisai/m204080204062.htm>〉（令3.8.18最終アクセス）を参照。なお、附帯決議が付されている（令和3年5月28日衆議院内閣委員会、令和3年6月15日参議院内閣委員会）。

を法定するものであるが、法律の規定のみでは必ずしもその内容が明らかでない部分もあり、国会審議の中で、その規定内容を明らかにするための質疑と答弁が繰り返し行われたことを踏まえ、本稿は、特に本法律の概要及びその解釈に係る主な国会答弁に注目して整理することとしたものである。本稿で言及した点以外にも、様々な論点の展開が見られたが、それらについては次号において示したい。

## 2. 現状と法律案提出の背景

### (1) 重要施設周辺等の土地を取り巻く現況

防衛関係施設など重要施設周辺や国境離島等における土地の所有及び利用をめぐるのは、かねてから安全保障上の懸念があるとされ、例えば、長崎県対馬市や北海道千歳市に所在する自衛隊基地等の周辺の土地が外国資本に取得されていることが各市議会や報道等で指摘され<sup>2</sup>、国会においても議論が行われてきた<sup>3</sup>。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことを明記し<sup>4</sup>、これを受け、令和 2 年 10 月 29 日、小此木領土問題担当大臣（当時）の下に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」（座長：森田朗津田塾大学教授。以下「有識者会議」という。）が設置された。

同会議は、令和 2 年 11 月及び 12 月に計 3 回開催され、対応方針の基本的な考え方や具体的な制度の在り方に関し検討を重ねた結果として、同年 12 月 24 日、「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について」と題する提言（以下「有識者会議提言」という。）を取りまとめた。

---

<sup>2</sup> 近時の報道でも、長崎県対馬市において平成 25 年に韓国系企業が島内の海上自衛隊施設の隣接地を購入したことが指摘されている（『日本経済新聞』（令 2. 11. 6））。

地方議会では、平成 25 年 9 月の対馬市議会において、対馬市長は、韓国人による市内の土地購入状況についての長崎県及び対馬市による調査の結果、土地取得を把握した旨答弁している（平成 25 年第 3 回対馬市議会定例会会議録 244 頁（平 25. 9. 12））。また、平成 26 年 6 月の千歳市議会において、千歳市長は、新千歳空港の滑走路南端に近接する苫小牧市域内の森林約 8 ヘクタールが外国資本に取得されたことを確認しているとの情報提供があった旨答弁している（平成 26 年第 2 回定例会千歳市議会会議録 86 頁（平 26. 6. 11））。

<sup>3</sup> 日本維新の会から第 185 回国会以来、数次にわたり「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案」（第 185 回国会衆第 21 号等）が提出されているほか、平成 31 年 2 月の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣（当時）は、国境離島や防衛施設周辺等における外国人や外国資本による土地の取得に関しては、国家安全保障にかかわる重要な問題と認識しており、土地所有の状況について計画的に調査を行っている旨答弁している（第 198 回国会衆議院本会議録第 6 号 14 頁（平 31. 2. 15））。

なお、本法律の立法事実の有無についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>4</sup> これ以前にも政府は、「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）において、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」との方針を示している。また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」（平成 29 年 4 月 7 日内閣総理大臣決定）では、「有人国境離島地域における土地の取引については、国家安全保障に関わる重要な問題との認識の下、国（内閣府、防衛省及び関係省庁）は、当該地域、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」としていた。

## (2) 有識者会議提言と法律案の提出

有識者会議提言では、土地の所有等に関する情報として現存する台帳等は、安全保障の観点からの必要な情報を網羅するものではないこと、土地の不適切な利用実態が明らかになったとしても、現状では取り得る方策に限界があること等が指摘された。その上で、政府として複数の関係省庁等が所有する情報を一元的に集約・管理する体制を整備すること、安全保障の観点からの土地の不適切な利用を是正又は未然に防止する実効的な枠組みを整備することが求められるとして、新規立法の必要性を提言した。

以上の経緯から、令和3年3月26日、政府は本法律案を閣議決定し、同日、国会（衆議院）に提出した。

## 3. 本法律の概要

本法律は、重要施設の周辺及び国境離島等につき注視区域及び特別注視区域の指定を行った上で、その区域内にある土地等<sup>5</sup>の利用状況の調査、土地等の利用の規制（土地等を施設機能又は離島機能を阻害する行為の用に供さないこと等の勧告及び命令）、特別注視区域内にある土地等の所有権移転等に係る契約の事前届出等の措置を講じ、その運用のための基本方針の策定及び土地等利用状況審議会の設置等について規定するものである。

### (1) 定義

#### ア 重要施設（第2条第2項）

重要施設及び国境離島等の概念は、本法律による措置の対象となる注視区域（第5条）や特別注視区域（第12条）の指定範囲の基礎となるものである（ただし、重要施設や国境離島等に該当する場合に直ちに注視区域や特別注視区域に指定されるものではなく、要件に照らして個別具体的に区域指定が行われる）。

有識者会議提言では、防衛関係施設の周辺や国境離島の土地をまず最優先で制度的枠組みの対象とすべきであるとしており、第2条第2項で防衛関係施設を含む重要施設が、同条第3項で国境離島等がそれぞれ規定されている。

重要施設としては、防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設の3類型が規定されている。

#### (ア) 防衛関係施設（第1号）

防衛関係施設として、自衛隊施設及び在日米軍の施設・区域が重要施設に該当することとされている。防衛関係施設には、陸上自衛隊の駐屯地、海上自衛隊及び航空自衛隊の基地をはじめとする自衛隊施設の全てが該当し、その数は、宿舍施設<sup>6</sup>、公務員住宅施設を除くと約1,300施設<sup>7</sup>である。また、米軍施設は、日米地位協定第2条第1項（a）によるいわゆる米軍専用施設・区域の全てが該当し、その数は77施設である<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 本法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう（第2条第1項）。

<sup>6</sup> 自衛隊施設の宿舍、住宅等の扱いについては未定である（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第26号21頁（令3.5.21））。

<sup>7</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第26号20頁（令3.6.10）

<sup>8</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第26号20頁（令3.6.10）

## (イ) 海上保安庁の施設（第2号）

海上保安庁の施設が重要施設に該当することが規定されている。海上保安庁は、全国を11の海上保安管区に分け、それぞれの管区には管区海上保安本部、その下には、各地に海上保安（監）部、海上保安署、航空基地等を置いており、その施設は合計174施設である<sup>9</sup>。

## (ウ) 生活関連施設（第3号。いわゆる重要インフラ施設）

国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの（生活関連施設）が重要施設に該当することとされている。具体的にどのような施設が該当するかについては政令で指定されることとなるが<sup>10</sup>、政令を制定するに当たっては、あらかじめ土地等利用状況審議会（後述）の意見を聴かなければならない（第2条第6項）。

「国民生活に関連を有する施設」とは、日常生活に必要なインフラを提供するなど、国民生活に必要な施設を指すとされる<sup>11</sup>。政府は、現時点では、原子力関係施設<sup>12</sup>及び自衛隊が共用する空港の2類型を政令指定することを検討している旨答弁している<sup>13</sup>。

## イ 国境離島等（第2条第3項）

### (ア) 国境離島（第1号）

領海の限界を画する基礎となる基線を有する離島が国境離島に該当することが規定されている。

我が国の領海は、基線からその外側12海里の線までの海域とされる（領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）第1条第1項）。領海の限界を画する基礎となる基線とは、低潮線<sup>14</sup>、直線基線<sup>15</sup>及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線をいう（同法第2条第1項）。

本法律の要件に該当する国境離島等は、領海基線を有する離島のうち、我が国が現に保全管理を行っている国境離島の合計484島である<sup>16</sup>。

<sup>9</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号6頁（令3.5.21）。なお、本法律の対象となる海上保安庁の施設及び有人国境離島地域離島の一覧については、5月27日の衆議院内閣委員理事懇談会にて内閣官房から提出があった旨答弁されている（第204回国会衆議院内閣委員会議録第28号1頁（令3.5.28））。

<sup>10</sup> 生活関連施設に該当する施設を法律に規定せず政令に委任したことについての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>11</sup> 第204回国会参議院本会議録第28号12頁（令3.6.4）

<sup>12</sup> 原子力関係施設とは、原子力発電所と核燃料サイクル関係施設である（第204回国会衆議院内閣委員会議録第27号15頁（令3.5.26））。原子力関係施設を指定する理由として、政府は、電力供給への影響、あるいは原子力関係施設の災害防止、核燃料物質等の保護の観点を挙げている（第204回国会参議院内閣委員会議録第28号（令3.6.15））。

<sup>13</sup> 第204回国会参議院内閣委員会議録第25号3頁（令3.6.8）。国際海底ケーブル陸揚局について政府は、現時点では政令指定の対象としない方針を示している（第204回国会衆議院内閣委員会議録第27号24頁（令3.5.26））。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）と本法律との関係についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>14</sup> 低潮線とは、干潮時の最低水面の位置をいう。

<sup>15</sup> 直線基線とは、領海の範囲を測定するために適当な地点を結んだ直線をいい、海岸が著しく曲折しているか、海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所において直線基線を用いることができることとされている。

<sup>16</sup> 第204回国会参議院内閣委員会議録第25号3頁（令3.6.8）

なお、国境離島等に該当することをもって直ちにその島全域が区域指定されるわけではなく、個々の区域について個別に法律の要件や基本方針（後述）の内容に照らして判断されることとなる<sup>17</sup>。

#### （イ）有人国境離島地域離島（第2号）

（ア）の国境離島のほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。）第2条第1項に規定する有人国境離島地域を構成する離島（有人国境離島地域離島）も本法律第2条第3項柱書の「国境離島等」に含まれることが規定されている。

有人国境離島地域とは、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域であり、領海基線を有する離島を含むものであって、地域内の離島に現に日本国民が居住する離島で構成される地域をいう（有人国境離島法第2条第1項第1号）。また、地域内の離島に現に日本国民が居住しない離島が含まれる場合であっても、構成する離島のうち領海基線を有する離島に日本国民が居住している場合は、有人国境離島地域に含まれる（同法同条同項第2号）。

本法律の要件に該当する有人国境離島地域離島は、有人国境離島法に基づく有人国境離島地域を構成する離島の合計148島である<sup>18</sup>。このうち、領海基線を有する島は合計61島、領海基線を有しない島は87島である<sup>19</sup>。

#### ウ 機能（第2条第4項及び第5項）

重要施設又は国境離島等の「機能」の定義について規定しており、注視区域の指定（第5条）や、利用者に対する勧告・命令（第9条）に際して必要となる機能阻害行為<sup>20</sup>の判断及び特別注視区域の指定（第12条）に際して必要となる機能阻害容易性や機能代替困難性の判断等の基礎となるものである。

##### （ア）施設機能（第2条第4項）

防衛関係施設の機能とは、我が国を防衛するための基盤としての機能をいう（第2条第4項第1号）。我が国周辺における情報収集、警戒監視及び偵察活動、領空侵犯や領海侵入等の我が国の主権を侵害する行為に対する措置、我が国に対する武力攻撃への対応等の拠点であるなど<sup>21</sup>の点が挙げられる。

海上保安庁の施設の機能とは、その領海、排他的経済水域、大陸棚の保全に関する活動の基盤としての機能をいう（同項第2号）。領海に侵入する外国政府船舶、排他的経済水域で我が国の同意なく海洋調査を行う外国船舶への退去、中止要求等を行う領海警護等の拠点であるなど<sup>22</sup>の点が挙げられる。

<sup>17</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第28号（令3.6.15）

<sup>18</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号3頁（令3.6.8）。なお、沖縄県内の全ての有人離島が本法律第2条第3項第2号の有人国境離島地域離島に含まれるが、直ちにその島全域が区域指定されるわけではない（第204回国会参議院内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号14頁（令3.6.10））。

<sup>19</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第26号6頁（令3.5.21）

<sup>20</sup> 「注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為」（第9条）を以下「機能阻害行為」という。

<sup>21</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号18頁（令3.6.8）

<sup>22</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号18頁（令3.6.8）

生活関連施設の機能とは、その国民生活の基盤としての機能をいう（同項第3号）。

#### （イ）離島機能（第2条第5項）

国境離島の機能とは、当該国境離島の領海及び海域の限界を画する基礎としての機能をいい（第1号）、有人国境離島地域離島の機能とは、その領海等の保全に関する活動の拠点としての機能をいう（第2号）。

我が国の領海や排他的経済水域の外縁を根拠付ける領海基線の多くは、本土から離れた離島に存在し、外洋に多くの離島を有することで広大な管轄海域において領域主権等を行使することが可能となっている点で、国境離島は、我が国の領海等の基礎として安全保障上極めて重要な機能を有している。また、有人国境離島は、領海警備、低潮線保全区域の監視等、領海等の保全に関する活動の拠点としての機能も有している<sup>23</sup>。

#### （ウ）施設機能又は離島機能を阻害する行為（機能阻害行為）

本法律においては、注視区域の指定（第5条）や、土地等の機能阻害行為の用に供しないことの勧告（第9条）等、機能阻害行為の概念が多数用いられている<sup>24</sup>。

具体的にどのような行為が機能阻害行為に該当するかについて、政府は、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性等に応じて様々な態様が想定されるため、想定する行為の類型を網羅的に示すことは困難であるとし、本法律施行後に閣議決定する基本方針において、想定される行為類型を例示することとしている<sup>25</sup>。

その上で、具体的には、重要施設に対する機能阻害行為として、重要施設の機能に支障を来す構造物の設置<sup>26</sup>（より具体的には、自衛隊のレーダー等の防衛関係施設に対する電波妨害<sup>27</sup>、原子力関係施設に対する電波妨害<sup>28</sup>等の重要施設の通信能力に支障を来す電波妨害<sup>29</sup>、施設の通信機能に支障を来すための機材や重機を用いることによる施設に対する物理的な攻撃<sup>30</sup>）が挙げられている<sup>31</sup>。

国境離島等に対する機能阻害行為としては、領海基線の根拠となる低潮線に影響を及ぼすおそれがある近傍の土地の形質変更<sup>32</sup>（より具体的には、港湾の施設の利用を阻害し得る土砂の集積<sup>33</sup>）が挙げられている。

<sup>23</sup> 第204回国会参議院内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号7頁（令3.6.10）。なお、例えば漁業など、経済活動の場として領海等を利用する、活動の拠点としての機能は本法律の対象にならないとの政府答弁がある（第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号19頁（令3.6.8））。

<sup>24</sup> 第1条、第2条第2項第3号、第3条、第4条、第12条、第13条、第14条、第21条、第23条等。

<sup>25</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号5頁（令3.5.11）。機能阻害行為の具体的内容を本法律に明記すべきではないかについての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>26</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号5頁（令3.5.11）

<sup>27</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号23頁（令3.5.26）

<sup>28</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号23頁（令3.5.26）

<sup>29</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第26号17頁（令3.5.21）

<sup>30</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号14頁（令3.5.26）

<sup>31</sup> 本法律で想定している防衛関係施設に係る機能阻害行為が過去に行われているかについては、その有無を含め、いつ、どこで、どのような態様で行われたかを示すことは、安全保障上の脆弱性を自ら明らかにし、類似行為を誘発しかねないことから、適切ではない旨答弁している（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号12頁（令3.5.26））。

<sup>32</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号5頁（令3.5.11）

<sup>33</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号23頁（令3.5.26）

## (2) 基本方針（第4条）

政府は、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない（第1項）。

基本方針には、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっての基本的な考え方（同条第2項第2号）<sup>34</sup>、調査の手法・対象（第3号。例えば、収集した個人情報の適切な管理の在り方、調査の対象者の範囲の考え方、調査（公簿の収集、報告徴収等）の具体的な方法を規定することが想定されている<sup>35</sup>）、勧告・命令の対象となる行為類型（第4号）等が、具体的に定められ、閣議決定される（第3項）。

## (3) 注視区域の指定（第5条）、特別注視区域の指定（第12条）

### ア 注視区域の指定

内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域として指定することができる（第5条第1項）。

注視区域の指定が行われることにより、区域内にある土地等の調査（第6条から第8条まで）、注視区域内にある土地等の利用者に対する機能阻害行為等に対する勧告及び命令（第9条）の対象となるほか、土地等に関する権利の買入れ（第11条）、国による土地等の買取り（第23条）等の対象となる。

### イ 特別注視区域の指定

指定を受けた注視区域のうち、安全保障の観点から特に重要性が高いと認められる土地等について、重ねて特別注視区域の指定を行うことができる（第12条）。特別注視区域として指定することができるのは、注視区域に係る重要施設又は国境離島等が特定重要施設又は特定国境離島等に当たる場合である。

「特定重要施設」とは、重要施設（第2条第2項）のうち、①その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであって、②他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。

また、「特定国境離島等」とは、国境離島等（第2条第3項）のうち、①その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであって、②他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。

特別注視区域は注視区域に重ねて指定されるものであることから、特別注視区域においては、**ア**の注視区域に対する制度の対象となるほか、特別注視区域独自の制度として、土地等の所有権等の移転に関する事前届出制度（第13条）の対象となる。

<sup>34</sup> 「経済的社会的観点から留意すべき事項」（第4条第2項第2号括弧書き）の具体的内容についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>35</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号32頁（令3.6.8）

## ウ 区域指定の範囲

重要施設に対する注視区域の指定は、その敷地の周囲おおむね 1,000 メートル<sup>36</sup>が上限となっている。政府は、対象施設の全てについて例外なく一律におおむね 1,000 メートルの範囲を指定するのではなく、例えば、施設の周辺に大きな河川等がある、国有地が広がっているなど周辺区域の地理的特性、施設の特性的いかによっては、1,000 メートルよりも短い距離の範囲で区域指定を行うこともあり得るとしており<sup>37</sup>、施設ごとに個別に範囲が指定される<sup>38</sup>。

## エ 区域指定に係る手続

注視区域、特別注視区域のいずれについても、指定に先立ち、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない（第 5 条第 2 項、第 12 条第 2 項）<sup>39</sup>。

一般の意見公募や国会報告に関する手続の規定は設けられていないが、区域の指定を含め、本法律に基づく措置の実施状況については、毎年、国会を含め、広く国民に対して公表することを予定している旨の答弁がある<sup>40</sup>。

## オ 防衛関係施設

注視区域指定の検討対象となり得る防衛関係施設として、政府は、部隊等の活動拠点となる施設<sup>41</sup>、部隊等の機能支援を行う施設、装備品の研究開発等を行う施設、我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設といった合計 410<sup>42</sup>施設を挙げている<sup>43</sup>。

また、特別注視区域指定の検討対象となり得る特定重要施設として、政府は、指揮中枢機能及び司令部機能を有する施設、警戒監視、情報機能を有する施設、防空機能を有する施設、離島に所在する施設といった約百数十の施設を挙げている<sup>44</sup>。

なお、在日米軍施設・区域に対する区域指定について、政府は、管理者である米軍と

<sup>36</sup> 政府は、おおむね 1,000 メートルという距離を設定するに当たっては、銃器の有効射程距離等も参考としている旨答弁している（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 4 頁（令 3.6.8）、第 204 回国会参議院内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第 1 号 6 頁（令 3.6.10））。

<sup>37</sup> 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 19 頁（令 3.6.8）

<sup>38</sup> 他方で、1,000 メートルを大きく超えるようなことは想定していないとも答弁している（第 204 回国会衆議院内閣委員会会議録第 27 号 27 頁（令 3.5.26））。また、指定に当たって期間を定めることは想定していない旨答弁している（第 204 回国会参議院本会議録第 28 号 15 頁（令 3.6.4））。

<sup>39</sup> さらに政府は、注視区域等の指定を行う前に、関係する地方公共団体との意見交換を行うことを予定している旨答弁している（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 20 頁（令 3.6.8））。

<sup>40</sup> 第 204 回国会衆議院本会議録第 26 号 8 頁（令 3.5.11）。なお、指定後、速やかに国会に報告することを求める附帯決議が付されている（令和 3 年 5 月 28 日衆議院内閣委員会、令和 3 年 6 月 15 日参議院内閣委員会）。

<sup>41</sup> 部隊等の活動拠点となる施設としては、陸上自衛隊の駐屯地、海上自衛隊の港湾施設、陸上、海上又は航空自衛隊の飛行場施設、射撃場施設、医療施設などを想定しており、例えば、陸上自衛隊習志野駐屯地、海上自衛隊下関基地隊、陸上自衛隊立川駐屯地が挙げられている（第 204 回国会衆議院内閣委員会会議録第 29 号 26 頁（令 3.6.2））。

防衛省市ヶ谷地区に対する区域指定の可能性についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>42</sup> 410 施設には宿舎や住宅等は含まれていない（第 204 回国会衆議院内閣委員会会議録第 26 号 21 頁（令 3.5.21））。

<sup>43</sup> 第 204 回国会衆議院内閣委員会会議録第 26 号 6 頁（令 3.5.21）

<sup>44</sup> 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 10 頁（令 3.6.8）。具体例として、政府は、指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設として、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、横須賀基地、横田基地が、警戒監視、情報機能を有する施設として、与那国、対馬、稚内等の施設がそれぞれ該当するとしている（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 10 頁（令 3.6.8））。

の間で施設の運用状況や重要性等の詳細を確認した上で区域指定を行う必要があるため、在日米軍施設・区域の指定の在り方について予断を持って答えることは困難であるとしている<sup>45</sup>。

#### カ 海上保安庁の施設

注視区域指定の検討対象となり得る海上保安庁の施設について、政府は、領海等の保全の機能を担う施設に限定する方針としており、当面は、尖閣諸島周辺海域における領海警備を担当する第十一管区海上保安部及び石垣海上保安部の2施設の周辺を対象区域として指定する必要性、緊急性が高いとしている<sup>46</sup>。

#### キ 国境離島等

注視区域指定の検討対象となり得る国境離島等について、政府は、我が国が現に保全管理をしている国境離島のうち、無人であって、私有地が所在する40島について、区域指定する必要性、緊急性が高いとしている。また、有人国境離島地域離島のうち、領海基線を有する61島では、領海基線近傍の範囲等が、領海基線を有しない87島では、領海警備等の活動拠点となる港湾施設及び行政機関の施設等の周辺が、それぞれ区域指定の検討対象になるとしている<sup>47</sup>。

### (4) 土地等利用状況調査（第6条から第8条まで）

#### ア 概要・趣旨

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査（以下「土地等利用状況調査」という。）を行うものとし（第6条）、そのための利用者等関係情報の提供（第7条）及び報告の徴収等（第8条）がそれぞれ規定されている<sup>48</sup>。

第6条の規定に基づき、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うことができる（土地等利用状況調査）。次に、土地等利用状況調査のために必要がある場合には、第7条の規定に基づき、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長等に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所等の提供を求めることができる。さらに、

<sup>45</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号20頁（令3.5.21）

<sup>46</sup> 第204回国会参議院内閣委員会議録第25号3頁（令3.6.8）。なお、有人国境離島地域離島に所在する海上保安庁の施設は合計16施設あり、有人国境離島地域離島が区域指定された場合、その対象区域に海上保安施設が含まれることはあり得るとしている（第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号6頁（令3.5.21））。

<sup>47</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号6頁（令3.5.21）。なお、指定範囲について、有識者会議提言では、海岸線や島内の重要インフラ施設の周辺等を対象として設定することが考えられるが、一部の国境離島については、必要に応じて、島内全域を対象区域とすることも考えられるとされている。

<sup>48</sup> 防衛省及び内閣府がこれまで行ってきた調査としては、防衛省が平成25年度から防衛施設に隣接する土地について、内閣府総合海洋政策推進事務局が平成29年度から国境離島の領海基線の近傍の土地について、それぞれ所有状況等の調査を行ったが、それらの調査は不動産登記簿等の一般に入手可能な資料による確認にとどまるものであった結果、実態上の所有者と登記記録上の所有者が不一致となる、あるいは不動産登記簿の地目（土地の主な用途による区分）以上の利用実態までは把握できない等の課題があったと答弁している（第204回国会参議院内閣委員会議録第26号13頁（令3.6.10））。

従来の調査との違いについては、本法律に基づく調査では、不動産登記簿に加え、住民基本台帳、戸籍簿などの複数の公簿の収集による所有者等の氏名、住所、国籍等の正確な情報の把握が可能になる上、必要に応じて報告徴収という従来行っていなかった手段により具体的な利用実態の把握が可能となる点を指摘している（第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号5頁（令3.5.21））。

同条の規定により情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、第8条の規定に基づき、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

これらの調査の在り方について、政府は、まずは不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿情報の収集により土地等の所有者や利用目的に係る情報を把握し、その上で、利用の実態を現に確認する必要がある場合には現地・現況調査を行い、さらに、利用の実態について不明な点がある場合には土地等の利用者等から報告徴収を行うものと答弁している<sup>49</sup>。

土地等利用状況調査の目的について、政府は、土地等を利用した重要施設等の機能阻害行為が行われることを未然に防ぐため、注視区域内にある土地等の利用状況を把握するために行うものであるとし<sup>50</sup>、不動産登記簿等の公簿の収集により氏名、住所、国籍など、土地等の利用者等の把握、現地・現況調査や報告徴収を通じて土地等の利用実態の把握、特別注視区域における事前届出制度を通じて土地等の買手の利用目的の把握などを行う旨答弁している<sup>51</sup>。

## イ 調査主体

土地等利用状況調査は内閣総理大臣が行うものと規定されているが、そのうち公簿の収集及び報告徴収については、内閣府に新設する部局が一元的に実施し、情報管理を行うこととされている<sup>52</sup>。

他方、現地・現況調査については、内閣府は沖縄総合事務局以外の地方支分部局を有しないため、必要に応じて、防衛省<sup>53</sup>等、重要施設等の所管省庁及びその地方支分部局が

<sup>49</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号13頁(令3.6.8)。報告徴収を行い得る「必要があると認めるとき」とは、例えば、最新の所有者が登記されていないなど公簿の情報だけでは土地等の所有者や利用者が判然としない場合、土地等の所有者や利用者が活動実態のない法人であり、その法人以外の第三者による利用が推認される場合など、土地等の利用実態を正確に把握するために追加的な調査が必要な場合が想定されている(第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号20頁(令3.6.8))。

なお、報告徴収に際しては土地等利用状況審議会への付議は要求されていない。その理由として、政府は、報告徴収は公簿等の調査の結果なお必要があると認めるときに限って行うものであること、土地等の利用を制限するものではないことを挙げている(第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号20頁(令3.6.8))。ただし、第14条第2項第5号により審議会に付議し得る場合として、例えば、法定付議事項である勧告に先立ち事実関係を最終確認する場合や、報告を求める事項が多岐にわたって対象者の負担が大きくなるおそれがある場合を挙げている(第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号20頁(令3.6.8))。

<sup>50</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号13頁(令3.6.8)

<sup>51</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号5～6頁(令3.5.11)。土地の利用と直接関係ない事項は対象にはならない旨答弁している(第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号32頁(令3.6.8))。

<sup>52</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号9頁(令3.5.11)。なお、一般にも公開されている不動産登記簿の収集、整理などに際して、効率性の観点から外部委託を活用することも考えられるが、その場合でも委託契約において秘密の保持に関する条項を設けるなどして情報の管理を行っていくこととされている(第204回国会参議院本会議録第28号6頁(令3.6.4)、第204回国会参議院内閣委員会会議録第26号14頁(令3.6.10))。他方、現地・現況調査については、民間事業者への委託は考えていない旨の答弁がある(第204回国会衆議院内閣委員会会議録第28号5頁(令3.5.28))。

<sup>53</sup> 防衛省が本法律における調査に協力する場合の法的根拠及びその範囲について、政府は、一般論として、防衛省設置法第4条第1項第34号を根拠として防衛省・自衛隊が他の法律に定められた事務を実施することがあり得るとした上で、本法律に基づく現地・現況調査の具体的な協力の在り方については体制が決まっていないことから、協力の範囲を現時点で示すことは困難であるとしている(第204回国会参議院本会議録第28号6頁(令3.6.4))。

協力することが想定されるが、具体的な協力の在り方については内閣官房において検討中であるとされている<sup>54</sup>。

## ウ 調査対象

第6条は、調査の対象者について定めを設けていない。同条に基づく調査の対象者について、政府は、本法律に基づく措置の対象は権原に基づく利用者等であることから賃借権に基づき土地等を利用している者も対象となり得るとする<sup>55</sup>。また、所有権、賃借権等の権原を有しない場合は、調査の対象とならないが<sup>56</sup>、その者が権原に基づく利用者と共同して機能阻害行為を行っている場合は対象になるとする<sup>57</sup>。

第7条は、内閣総理大臣は関係行政機関の長等に対して、「土地等の利用者その他の関係者」に関する情報を求めることができる旨規定している。また、第8条は、報告徴収の対象者について第7条と同じく「土地等の利用者その他の関係者」と規定している。

「土地等の利用者」とは、第4条第2項第4号において「所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう」とされている。また、「その他の関係者」について、政府は、土地等の利用状況を知り得る者として、例えば、権原に基づく土地等の利用者と共同で土地等を利用している者<sup>58</sup>、土地等の利用者が法人である場合のその役員<sup>59</sup>、土地等の利用者との契約等により当該土地等における作業・工事等に従事している者、下請業者等<sup>60</sup>を想定しているとする。また、単に土地等の利用者の家族や知人であることを理由として報告徴収等の対象とすることはないが、家族や知人で土地等の利用者と共同で対象となる土地等を利用して機能阻害行為を行っている場合には対象となり得るとしている<sup>61</sup>。

## エ 調査手法

現地・現況調査について、有識者会議提言は、土地等の形状・面積、利用の実態等に関し、地図や航空写真を活用することが考えられ、また、より詳しく実態を把握する必要がある場合には、現地に赴き、外部から視認できる範囲で、実際の敷地の様子、建物の形状等を調査することも考えられるとしている。

なお、土地等利用状況調査の一環として行われるものとして、政府は、「重要施設を所管又は運営する関係省庁、事業者や地域住民の方々から機能阻害行為に関する情報を提供いただく仕組み」を今後検討する旨答弁している<sup>62</sup>。重要施設にどのような機能障害が生じているのか、どのような妨害行為が行われているのか等の情報を収集するものであるとされる。

---

<sup>54</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号9頁（令3.5.11）

<sup>55</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号30頁（令3.6.8）

<sup>56</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第26号9頁（令3.6.10）

<sup>57</sup> 第204回国会参議院本会議録第28号14頁（令3.6.4）

<sup>58</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号33頁（令3.6.8）

<sup>59</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号33頁（令3.6.8）

<sup>60</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号3頁（令3.5.26）

<sup>61</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号3～4頁（令3.5.26）

<sup>62</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号6頁（令3.5.11）、第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号10～11頁（令3.5.26）

## (ア) 公簿収集 (第7条)

公簿収集は、内閣総理大臣が関係行政機関の長等に対して、他の手続で収集し既に保有している情報の提供<sup>63</sup>を求めるものであり、土地等の所有者等に対して、新たな行為を要求するものではない。

第7条第1項の規定により提供される情報は、氏名、名称、住所、その他政令で定めるものである。「その他政令で定めるもの」について、政府は、利用者などの本籍、国籍、生年月日、連絡先等を規定することを検討している<sup>64</sup>。

## (イ) 報告徴収 (第8条)

報告徴収の具体的な態様としては、土地等の利用者の氏名、住所等、土地等の利用の具体的状況などについて報告等を求め、又はこれらの情報が記載された資料の提出を求めることが想定されており、この際、当該土地等について国が機能阻害行為の兆候を具体的に把握している場合には、当該機能阻害行為を行っているか否かについて明示的に報告を求めることもあり得るとされている<sup>65</sup>。

## オ 罰則

第8条の規定に違反する行為については罰則規定が設けられており、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、30万円以下の罰金に処せられる(第27条)。

## (5) 勧告及び命令 (第9条)

### ア 概要

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて<sup>66</sup>、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨<sup>67</sup>を勧告することができる(第1項)。

勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、内閣総理大臣は、当該措置をとるべきことを命ずることができる(第2項)<sup>68</sup>。

<sup>63</sup> 収集する公簿等の候補として、有識者会議提言は、不動産登記簿、住民基本台帳、戸籍簿、商業登記簿、固定資産課税台帳、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づく報告、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく届出、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出等を挙げている。

<sup>64</sup> 第204回国会参議院本会議録第28号15頁(令3.6.4)

<sup>65</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号23頁(令3.5.21)

<sup>66</sup> 土地等利用状況審議会の意見を聴くいとまがない場合もあるのではないかとの指摘について政府は、緊急性が高く、速やかに勧告を行うことが必要な場合もあると認識しており、そうした場合に備え、迅速かつ適切に土地等利用状況審議会の意見聴取を行う方法を含めて具体的な手続の在り方を検討したいと答弁している(第204回国会参議院内閣委員会議録第28号(令3.6.15))。

<sup>67</sup> 勧告及び命令の内容は、土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、特定の行為の中止等の対応を取ることを求めるものである(第204回国会参議院本会議録第28号15頁(令3.6.4))。

<sup>68</sup> 命令の実効性を担保する行政代執行について、政府は、例えば、施設機能を阻害する構築物の撤去等を命令した場合、その命令が履行されないときは、行政代執行法に基づき、内閣総理大臣が自ら構築物を撤去する形で代執行を行うことができるとしている(第204回国会衆議院内閣委員会議録第26号24頁(令3.5.21))。

また、本法律に基づく勧告・命令に対する救済について、勧告は行政処分にも該当しないことから、不服申立て等の対象にはならないが、命令は不利益処分にあたることから、一般法である行政手続法に基づき命令の相手方となる者に対してあらかじめ弁明の機会を付与した上で、その命令を行うことの当否を判断し、

## イ 要件

勧告の要件である機能阻害行為が行われるおそれの判断は、不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿情報の収集、現地・現況調査、利用者からの報告徴収を通じて収集する情報によって、土地等の利用者やその利用状況を総合的に勘案して行われる<sup>69</sup>。

勧告は、機能阻害行為が現に行われているときに加え、機能阻害行為が行われる明らかなおそれがあると認めるとき、すなわち、具体的な行為の態様に応じて、機能阻害行為が行われる蓋然性が社会通念上一般に認識される程度に顕著に認められる場合にも行うことができる<sup>70</sup>。

## ウ 対象

対象者は「土地等の利用者」であり、第4条第2項第4号により「所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう」とされている。具体的には、土地等の所有者及びその土地等について賃借権、地上権といった土地等の利用、管理等を行うための権原を有し、その権原に基づき土地等の利用又は収益を行う者を指し<sup>71</sup>、土地等について権原を有しない者は対象とならないとしている<sup>72</sup>。

## (6) 事前届出 (第13条)

### ア 概要・趣旨

特別注視区域内にある土地等に関する所有権又はその取得を目的とする権利（以下「所有権等」という。）の移転又は設定をする契約を締結する場合には、当事者<sup>73</sup>は、あらかじめ<sup>74</sup>、内閣総理大臣に届け出なければならない（第1項）。

本制度の趣旨は、機能阻害行為の着手や実行が可能となる契約締結時から空白期間を設けることなく、特別注視区域内の土地等の権利移転の実態を随時把握し、本法律に基づく措置を適時適切に講じられるようにする点にある<sup>75</sup>。

---

命令に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を行うことが可能であるとしている（第204回国会参議院本会議録第28号15頁（令3.6.4））。

<sup>69</sup> 第204回国会衆議院本会議録第26号12頁（令3.5.11）。判断に当たっては、防衛関係施設等の重要施設を所管する関係省庁や当該施設を運営する事業者等から機能阻害行為の兆候等に係る情報提供を受け、その内容も参考にされる（第204回国会衆議院本会議録第26号13頁（令3.5.11））。

<sup>70</sup> 第204回国会参議院内閣委員会会議録第28号（令3.6.15）。なお、勧告の要件として、行為の反復・継続性は必ずしも要求されないとの答弁がある（第204回国会参議院内閣委員会会議録第28号（令3.6.15））。

<sup>71</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号30頁（令3.5.26）

<sup>72</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第26号1～2頁（令3.5.21）。住民運動等が機能阻害行為として勧告及び命令の対象となるかについての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

<sup>73</sup> 売買等を行う場合に、譲渡人と譲受人の双方に対し事前届出が義務付けられる（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号28頁（令3.5.26））。また、届出の提出先は内閣府に新設する部局が予定されている（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第28号13頁（令3.5.28））。

<sup>74</sup> 届出が要求されるタイミングについて政府は、自由な経済活動を阻害しない観点から、売買契約の直前でも構わない旨答弁している（第204回国会参議院内閣委員会会議録第25号22頁（令3.6.8））。

<sup>75</sup> 第204回国会参議院本会議録第28号14頁（令3.6.4）。このような趣旨から、仮に事前届出義務に違反した場合であっても、私人間で締結された契約の効力に影響を与えるものではないとされる（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第27号19頁（令3.5.26））。なお、事前届出制による土地取引や地価への影響についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

## イ 対象となる取引

土地等の面積（建物については床面積）が 200 平方メートル<sup>76</sup>を下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等の取引は、届出義務の対象外となる。具体的な面積は、政令で定めることとされている。

## ウ 届出事項

届出事項<sup>77</sup>は、当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）及び住所（第 1 項第 1 号）、契約の対象となる土地等の所在及び面積（同項第 2 号）、所有権等の種別及び内容（同項第 3 号）、所有権等の移転後における当該土地等の利用目的（同項第 4 号）、その他内閣府令で定める事項（同項第 5 号）である。内閣府令で定める届出事項としては、土地等の買主の国籍、土地等の地目及び利用の現況等が想定されている<sup>78</sup>。

## エ 罰則

事前届出義務の違反には罰則規定が設けられており、届出をしないで土地等売買等契約を締結したときは、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（第 26 条）。

### （7）土地等利用状況審議会（第 14 条から 20 条まで）

内閣府に、委員 10 人以内で組織される土地等利用状況審議会を設置する（第 14 条第 1 項）<sup>79</sup>。同審議会の所掌事務として、先述のとおり、生活関連施設（第 2 条第 2 項第 3 号）の政令の制定（同条第 6 項）、注視区域の指定（第 5 条第 2 項）、注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告（第 9 条第 1 項）、特別注視区域の指定（第 12 条第 2 項）に係る事項の処理が法定されている（第 14 条第 2 項第 1 号から 4 号まで）。

審議会の委員については、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者から、内閣総理大臣が任命する<sup>80</sup>こととされている（第 16 条第 1 項）。

### （8）施行期日（附則第 1 条）

本法律は、公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日か

<sup>76</sup> 下限面積を設定している趣旨は、相対的に取引頻度が高いと考えられる小規模物件の取引を除外し、住民の負担を抑制する点にある。住宅金融支援機構が提供する令和元年度長期固定金利型住宅ローンの利用実績調査によると、当該住宅ローンを利用して購入された一戸建て住宅のうち敷地面積が 200 平方メートル未満であるものは、全国では全体の約 62%、東京都では全体の約 95%を占めている（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 25 号 21 頁（令 3.6.8））。

<sup>77</sup> 不動産取引仲介事業者に協力を仰ぎ、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明として、対象となる土地等の買手に対して事前届出の手続について説明を行うことも検討される（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 26 号 11 頁（令 3.6.10））。

<sup>78</sup> 第 204 回国会衆議院本会議録第 26 号 15 頁（令 3.5.11）

<sup>79</sup> 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる（第 15 条第 2 項）。審議の内容に応じて、専門性のある事項を調査する必要があるときに任命され、その事項に関する調査が終了したときにはその任を解かれる身分の審議会メンバーであるとされる。その具体的な人選については、例えば、審議対象となる重要施設や機能阻害行為に関する専門的、技術的な識見、地方行政、経済一般に関する識見等、個別の分野、領域に関する高度な識見を有する者などを任命することが想定される（第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 26 号 12 頁（令 3.6.10））。

<sup>80</sup> 委員の任命を国会同意人事案件とすべきでないか等についての国会における議論は、次号で紹介する予定である。

ら施行する。令和4年9月頃までに全面施行することが想定されている<sup>81</sup>。

ただし、第2章（第4条）に定める基本方針や第5章（第14条～第20条）に定める土地等利用状況審議会等に関する規定については、本法律に基づく措置等を講ずる前提となるため、公布の日から起算して1年を超えない範囲内（令和4年4月以降）において政令で定める日から施行するものとし、その他の規定に先行して施行することとされている。

#### （9）検討規定（附則第2条）

政府は、本法律の施行後5年を経過した場合において、本法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定が置かれている（附則第2条）。

（おぐら りさ）

---

<sup>81</sup> 第204回国会衆議院内閣委員会議録第28号11頁（令3.5.28）